

令和7年度温泉賦存量調査業務委託提案競技募集要項

1 趣旨

この募集要項は、令和7年度温泉賦存量調査業務委託に関する委託候補者を選定するにあたり、提案協議（プロポーザル方式）の実施方法等の必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

業務名	令和7年度温泉賦存量調査業務委託
業務内容	受託者は大分市内の温泉帯水層の構造、生成機構、物理化学的特性に関する総合解析を行い、温泉の賦存量を評価し、持続可能な温泉の活用を行うために、火山性温泉と異なる管理基準（離隔距離）を設定するための基礎資料を作成する。
業務仕様書	別紙のとおり
履行期間	契約の日から令和9年3月19日（金）まで
見積上限額 （予算額）	45,165,000円（消費税及び地方消費税を含む） （R7年度 24,859,000円、R8年度 20,306,000円） ※見積書を提出する際は、この金額を超えてはならない。

3 担当部署

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1 県庁舎別館5階
大分県生活環境部 自然保護推進室 温泉・地域資源活用班
電話 097-506-3025、FAX 097-506-1749、E-Mail a13070@pref.oita.lg.jp

4 参加資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申し立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する支障がないと認められた者はこの限りではない。
- (3) 公募開始の日以降、契約までの間において、大分県から指名停止を受けていないこと。
- (4) これまでに、国（独立行政法人等を含む。）または地方自治体から受注した同種調査実績があること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が次のいずれにも該当しない者であること。また次の各号に掲

げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。

- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③暴力団員が役員となっている事業者
- ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの
- ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

5 プロポーザル参加

(1) 参加申出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

提出書類 (部数)	①公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（1部）
	②誓約書（様式2）（1部）
	③会社概要（様式3）（会社の概要がわかるパンフレット等を添付すること）（正本1部＋副本6部）
	④法人の履歴事項全部証明書（交付から3ヶ月以内のもの。写しでも可）（1部）
	⑤印鑑証明書（法務局届出の法人印鑑のもの。交付から3ヶ月以内の原本）（1部）
	⑥直近1年間分の財務諸表（「貸借対照表」「損益計算書」）の写し（1部）
	⑦役員の一覧（任意様式）（1部）
	⑧都道府県税納税証明書（交付から3ヶ月以内の原本。県外法人で大分県に事業所を有する場合は大分県の納税証明書を、有しない場合は本店所在地の都道府県の納税証明書）（1部）
	⑨国税納税証明書（交付から3ヶ月以内の原本。「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用（その3の3）を提出）（1部）
	⑩企画提案書（様式4）（正本1部＋副本6部）※企画提案内容記載の別紙（任意様式）を含むもの

- ④提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- ⑤提出書類の作成及び提出に要する費用はプロポーザル参加者の負担とする。
- ⑥県は、審査作業に必要な範囲に限り提案書の複製を作成できることとする。
- ⑦提出された書類は返却しない。これらの書類は、提出されてから提出期間が終了するまでの間、県は一切公表しない。
- ⑧県は、プロポーザル参加者から提供された従業員等の個人情報は、プロポーザル実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いない。なお、個人情報の取り扱いは、個人情報保護法に従う。
- ⑨提案書等に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に属する。なお、提案書等の記述が、特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の種類の対象となるものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うこととする。

6 選定方法

(1) 審査会

審査会を実施し、応募者による「企画提案書等」の説明（20分以内のプレゼンテーション）及び審査委員によるヒアリング（15分程度）を行うものとする。

ア 開催日・場所

令和7年6月2日（月曜日） 大分県庁本館8階 82会議室

※開始時間は参加者数により変動するため、別途個別に通知する。

イ 参加者について

プレゼンテーションの参加者は、本業務の主たる担当者となる予定の者を含む4名までとする。

ウ 実施方法

- ・プレゼンテーションの内容は、提案書の説明、表現を補足する追加説明及び審査員からの質疑とする。
- ・説明に際してプロジェクター等を用いて提案書の表現を補足できる。なおスクリーン及びプロジェクターは大分県で準備する。（プロジェクターは参加者において用意してもよい）

エ 予備審査

参加者が5者を超える場合は、審査基準に準じて審査委員会事務局（自然保護推進室）による予備審査（書類審査）を実施し、審査委員会への参加を5者に絞ることができるものとする。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての参加者に対し、Eメールにて通知する。なお、予備審査の審査結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさないものとする。

(2) 必須条件

見積書	見積上限額の範囲内の価格であること。 ※ただし、最優秀提案者となるべき者の当該申込に係る価格によっては(著しく低価格である等)、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不当であると認められたときは、その者を最優秀提案者とせず、見積上限額の範囲内の価格でもってプロポーザルを行った者のうち、合計点が次に高い者を最優秀提案者とする場合がある。
提案書	仕様書の要求を満たしていること。

(3) 評価基準

別紙「令和7年度温泉賦存量調査業務委託提案競技審査基準等について」を参考とすること。

また、本応募において、合計点が6割を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行なわず、改めて募集を行なうものとする。この場合、今回の参加希望者の再応募を妨げない。

7 審査結果の通知

審査結果はプロポーザルに参加したすべての者に書面で通知する。

8 契約等

契約の相手方	最優秀提案者を業務委託先とする。ただし、最優秀提案者が契約を締結しない場合は次点の者とする。また、最優秀提案者が本要項4の参加要件を満たさなくなった場合、契約の締結を行わないことがある。
協議	大分県は、最優秀提案者と委託業務に関する詳細協議のうえ、委託契約を締結する。
見積書の提出	最優秀提案者は、最優秀提案者決定の通知を受けた後、別途大分県が定める期日までに見積書を提出しなければならない。
契約書の要否	要
契約保証金	免除とする。
契約手続について使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨とする。

9 質問受付

下記の方法により行うこと。

質問書	質問書（様式6）
送付方法	Eメールで送付すること。質問書には担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号、Eメールアドレスを併記するものとする。 ※必ず電話にて着信を確認すること。
宛先	本要項の3で示す担当部署
受付期限	令和7年5月15日（木曜日）17時
回答方法	プロポーザル参加者に対して速やかにメールで送付するほか、大分県ホームページの本業務公募ページに掲載する。

10 その他

（1）プロポーザルの辞退

本要項5の（1）に記載の参加申出書類を提出した後に辞退する場合は、以下の手続を行うこと。

提出書類	公募型プロポーザル辞退届（様式7）
送付方法	Eメールで送付すること。 ※必ず電話にて着信を確認すること。
提出期限	令和7年5月26日（月曜日）17時必着
郵送の場合	封筒に「公募型プロポーザル辞退届在中」と朱書きすること。
提出先	本要項の3で示す担当部署

（2）関連法令等

本件プロポーザルの執行については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則など関係法令の定めによる。

（3）留意事項

- ア 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- イ 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
- ウ 提案者が1者のみであった場合でも、本プロポーザルの選定は実施する。
- エ 本業務の実施については、この要項に定めるものの他、必要に応じて定める。

以上